

平成19年度監査結果に対する措置事項の公表
(経済局)

- 1 監査結果公表年月日
平成20年6月9日(広島市監査公表第13号)
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成23年3月31日(広農農第50-1号)
- 3 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

法定外公共物の目的外使用許可に係る使用料の徴収について (所管課:経済局農林水産部農政課)	
監査の結果	措置の内容
<p>法定外公共物の目的外使用許可に係る使用料の算定方法の誤り等により、徴収する使用料の額を誤っていた事例が見受けられたので、広島市財産条例等に基づき、適正な事務の執行が図られるよう、所要の対策を講じられたい。</p>	<p>法定外公共物の目的外使用許可に係る使用料の算定に当たり、法定外公共物管理要綱では、広島市道路占用料徴収条例の例により同条例別表記載の算定単位や占用料を用いて使用料を算定する旨定められているが、その端数金額や使用期間が1か月に満たない場合の端数処理については、広島市財産条例の規定によることになっており、市道の占用料算定方法と処理方法が異なっている。</p> <p>そこで、こうした処理方法の違いについて注意を促すため、各区管理課に対して、平成20年5月9日付けで法定外公共物管理要綱の根拠条項や使用料算定の留意事項を取りまとめた「法定外公共物の目的外使用許可に係る使用料算定の留意事項について」とする文書を配布するとともに、使用料の算定に誤りがないかどうか、債権の消滅時効の期間を踏まえて過去5年間分について点検するよう依頼した。その結果、使用料の算定誤りがあったものについては、過誤納金の還付を行うなど、必要な措置を講じた。</p> <p>また、法定外公共物管理事務の手引の理解を深めるため、法定外公共物の法的根拠及び使用料算定の留意点等をまとめたテキスト(法定外公共物目的外使用許可手続に関する担当者研修会資料)を作成し、平成20年6月27日、平成21年11月2日及び平成22年6月29日に各区管理課実務担当者を集め、定期的の実務者研修を実施し、法定外公共物</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
	<p>の管理及び使用料算定の適正な執行のために必要な知識の習得を図った。特に使用料算定の際の端数処理は、例題演習を行うことにより、周知徹底した。</p> <p>今後も定期的に研修を実施し、使用料の算定誤りが発生しないよう、法定外公共物の目的外使用許可に関する事務を、適正に執行できるよう対策を行っていくことにしている。</p>